

奈良県告示第三百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
宇陀市榛原下井足（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所及び宇陀市役所危機管理課
宇陀市榛原雨師（〇〇一）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所及び宇陀市役所危機管理課
宇陀市榛原大貝（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所及び宇陀市役所危機管理課
宇陀市榛原大貝（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所及び宇陀市役所危機管理課
宇陀市榛原笠間（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所及び宇陀市役所危機管理課
宇陀市榛原笠間（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所及び宇陀市役所危機管理課

戒区域	宇陀市榛原赤埴（〇〇三） 土石流警 戒区域	おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
戒区域	宇陀市榛原自明（〇〇二） 土石流警 戒区域	おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課
戒区域	宇陀市榛原長峯（〇〇二） 土石流警 戒区域	おり	奈良県宇陀土木事務所 及び宇陀市役所危機管 理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。